

記者発表資料
平成31年4月24日
(担当) 議会事務局調査課
松村、鈴木
(内線) 700-4630
(直通) 214-6168

「(仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例」骨子案に関する 意見を募集します

仙台市議会では、人と猫とが共生する社会を実現するための政策条例の策定に向けて検討を進めてきました。

このたび、この条例の骨子案がまとまりましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。

また、市民の皆さまに、より条例の主旨をご理解いただけるよう、骨子案に関する市民説明会を5月10日と11日の2日間にわたり開催します。

1 意見募集 (パブリックコメント) 対象の条例

(1) 名称 (仮称) 仙台市人と猫との共生に関する条例

(2) 内容

繁殖力が非常に強く、犬と異なり登録制度がない猫は、正確な飼養の実態が不明です。本市においても、屋内飼養されていない飼い猫や飼養放棄された猫が繁殖するなど、不適切な猫の飼い方が「飼い主のいない猫」を発生させ、地域の生活環境に悪影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、この条例では、猫の特性や適正な飼養に関する知識のさらなる普及啓発や、飼い主のいない猫の繁殖制限等について定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、「猫が好きな人も苦手な人も猫と共生することができる社会」の実現を目指します。

2 募集期間 4月24日(水)～5月14日(火) ※当日消印有効

3 提出方法

郵送、FAX、Eメールもしくは持参により、別紙様式または任意の様式に氏名、住所を記載の上、提出先へ送付してください。

4 資料配布場所

市役所本庁舎「市民のへや」、各区役所総合案内窓口、各総合支所案内窓口、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各市民センター、議会事務局で条例骨子案の資料を配布します。

また、4月24日(水)から市議会ホームページに掲載します。

URL <http://www.gikai.city.sendai.jp/>

裏面につづく

5 市民説明会

下記の日程で、この骨子案に関する説明会を実施します。参加をご希望の方は、当日、直接会場にお越しください。

(1) 日時

① 5月10日(金) 18時30分～ (受付開始：18時)

② 5月11日(土) 14時～ (受付開始：13時30分)

※各回1時間程度。両日とも説明の内容は同じ。

(2) 場所 市役所本庁舎2階 第六委員会室

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

6 意見の提出・問い合わせ先

担当：議会事務局調査課

郵送：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

電話：214-6169 FAX：265-9626

Eメール：gik024530@city.sendai.jp